

年管発 1 2 2 7 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の公布について

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第329号。以下「改正政令」という。）が公布されたので通知する。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、個人番号制度の導入に関し、今後、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）等の改正を予定しており、改正政令及び当該省令の施行後の詳細な事務取扱については、別途通知する予定であることを申し添える。

記

第1 改正政令の趣旨

国民年金保険料追納申込書、特定保険料納付申込書及び国民年金後納保険料納付申込書について、平成30年3月5日から一律に基礎年金番号の記載を求めるのではなく、個人番号を記載して提出することを可能とするため、一律に国民年金手帳の添付を求める規定を削除することとしたもの。

第2 改正政令の内容

次に掲げる申込書について、一律に国民年金手帳の添付を求める規定を削除すること。

- 1 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第11条第1項に規定する国民年金保険料追納申込書及び同令第14条の10第1項に規定する特定保険料納付申込書

2 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第353号）第7条第1項に規定する国民年金後納保険料納付申込書

第3 改正政令の施行期日

改正政令は、平成30年3月5日から施行すること。